

～公共下水道に接続しましょう～

【大洲市 建設部 上下水道課】

公共下水道は、生活環境の改善や河川など公共用水域の水質を保全し、快適で潤いのある生活環境を築くための施設です。

既に公共下水道が完成し、汚水処理が可能となっている地区にお住まいの場合、まだ公共下水道に接続していない方につきましては、早急に接続をお願いします。（接続可能かどうかご不明な場合は、上下水道課へお問い合わせください。）



下水道マスコットキャラクター
「スィスイ」

1. 公共下水道への接続に対する支援（供用開始後 3 年間の支援）

公共下水道に接続する工事を行う方に対して、最高50万円まで市の指定する金融機関に融資をあっせんし、その利子を市が補給する「水洗便所改造資金融資あっせん制度」がありますのでご活用ください。

（1）対象者について

下水道整備区域内の方で、供用開始の日から原則 3 年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造、また既設の浄化槽を廃止して下水道に直結する工事等を行う方を対象とします。

※その他、賃貸物件に住まわれている場合、建物所有者の同意を得るなどの諸条件があります。

（2）融資あっせんの内容について

①融資あっせん額

改造工事 1 件につき 5 万円以上、50 万円以内で市長が認定した額です。

※改造工事 1 件とは、1 個の便槽または 1 個の浄化槽を改造するものです。

②融資額の返済

融資を受けた月の翌月から 50 カ月以内とします。

③利子の支払

利子は市が負担します。

④償還方法

毎月 1 万円を償還していただきます。

⑤取扱金融機関

愛媛銀行大洲支店、愛媛信用金庫大洲支店、香川銀行大洲支店、
愛媛たいき農業協同組合



2. 公共下水道に関するQ & A

Q 1. 接続できる区域に住んでいたら、必ず公共下水道に接続しなければならないのですか？

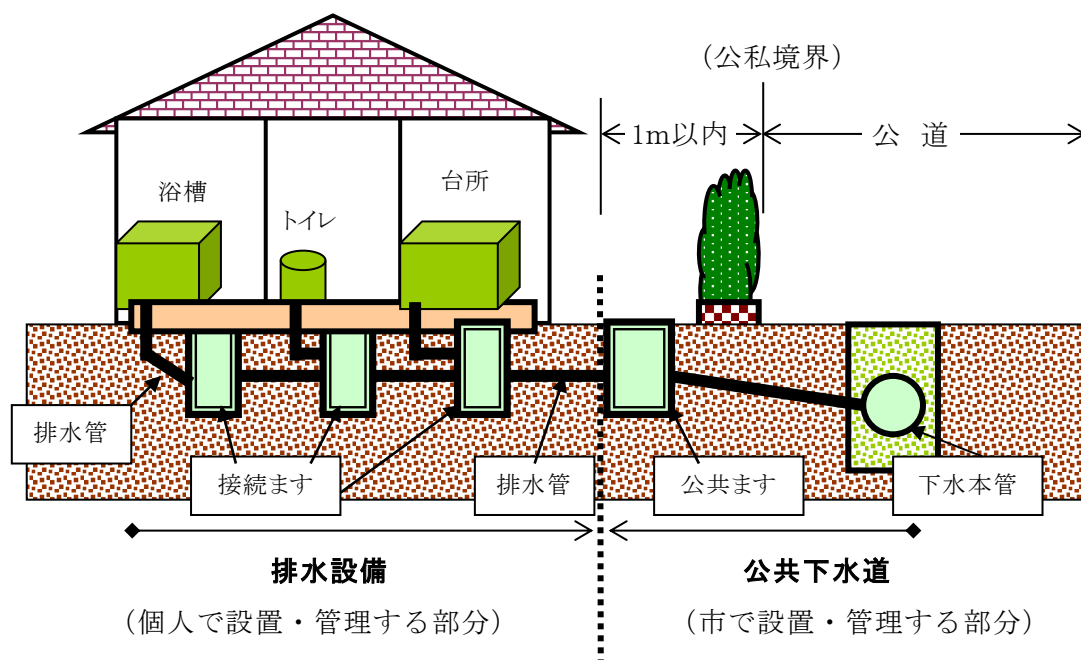
A 1. 接続が可能となった区域にお住まいの方は、下水道法及び大洲市下水道条例で、浄化槽を設置している方は接続が可能となった日から6カ月以内、くみ取り便所を使用している方は3年以内に接続することが義務付けられています。

Q 2. 公共下水道に接続する際、個人がどこまで工事すればいいのですか？

A 2. 下水本管から公共ますまでについては市が設置しますので、宅内側から公共ますへ繋がるまでが個人で工事をする部分になります。

※公共ますとは、宅内から排出される汚水や雑排水など全ての排水が合流する最終ますのことです。（公私境界から1m以内の位置へ設置します。）

【排水設備の設置例】



Q 3. 現在、公共ますが設置されていません。どうすればよいのですか？

A 3. 公共ますは管渠整備の前に土地の所有者等と具体的に位置を相談してから市が設置しています。駐車場として利用しているなど、宅地化されていなかった場合には、公共ますが設置されていないことがあります。排水設備を設置するには市が費用を負担しますので、必ず工事に入るまでに上下水道課までご連絡ください。

Q 4. 宅内の排水設備工事は、どのくらいの費用がかかりますか？

A 4. 浄化槽の有無、水回りの数や位置、建物の形状などにより配管の長さや柵の個数、地面の掘り方などの条件が異なります。そのため標準的な金額の提示はできません。費用を確認する際は、大洲市公共下水道排水設備指定工事店に相談してください。

(※接続工事の流れ及び指定工事店一覧は別添のとおりです。)



Q 5. 浄化槽を既に設置していますが、つなぎ替えるメリットはありますか？

A 5. 一般的に浄化槽は、合併処理浄化槽のことを指しますが、現在は設置が禁止されている単独処理浄化槽も少なからず存在しています。

単独処理浄化槽は、トイレの汚水だけを処理し、台所やお風呂、洗濯などの雑排水をそのまま水路に排水するので環境に影響を与えます。

合併処理浄化槽は、汚水と雑排水の両方とも処理するので環境的には問題ありませんが、浄化槽の維持管理は各家庭で行うため、定期点検や清掃、ブロワーの電気料金、法定検査料などの維持経費が必要です。

公共下水道は初期費用と毎月の使用料が必要になりますが、維持管理に係る負担は少なくなります。

★公共下水道に関するお問い合わせ先

〒795-8601

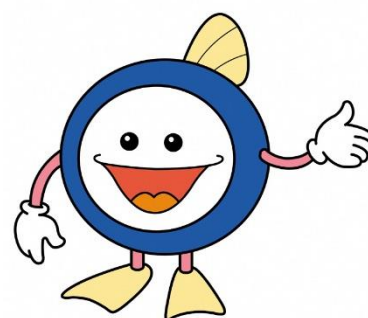
大洲市大洲690番地の1

大洲市 建設部 上下水道課

電 話：0893-24-1720

FAX：0893-24-1736

E-mail：gesuidouka@city.ozu.ehime.jp



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」